

第8期管理型最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業は、既存の管理型最終処分場を増設する計画であることから、環境影響評価の実施にあたっては、既存の事業を含め、環境への影響が最大となる時期等、予測が適切であると認められる時期と期間を選定すること。
- 2 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 3 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 4 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(個別的事項)

1 地下水の水質

観測井戸の位置及び数について、周縁部の地下水の水質への影響が適切に判断できるよう設定すること。

2 地形・地質

大雨や地震等の災害発生時に土砂の流出が想定され、周辺への影響が考えられることから、現況（工事前）、埋立前（工事後）及び埋立完了後の処分場の断面を準備書で示すとともに、設計にあたっては、十分な安全性を確保すること。

3 景観

名阪国道からの眺望が考えられるため、調査地点を追加すること。

4 その他

環境影響評価を行うにあたり、専門家から助言・指導を受ける場合には、専門家の意見について具体的に記載するとともに、当該専門家の専門分野及び聴き取りを行った経過を明らかにすること。